

令和6年3月29日

羽曳野市

報道提供資料

(問い合わせ先)

羽曳野市

電話：072-958-1111(代)

市民人権部 人権推進課

内線：1051

羽曳野警察署と犯罪被害者等支援の 連携協力に関する協定を締結

本市と羽曳野警察署は、犯罪被害者等基本法及び羽曳野市犯罪被害者等支援条例に基づき犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に連携協力に関する協定を締結いたします。

この連携協力協定に基づき、犯罪被害者のための支援に取り組んでまいります。

<協定締結式>

令和6年4月1日(月)午後4時～ 羽曳野市役所 本館3階 市長会議室

<協定名>

羽曳野市と羽曳野警察署との犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書

<協定内容>

- 犯罪被害者等の支援における連携協力
- 犯罪被害者等に関する情報提供
- 犯罪被害についての事実確認

<備考>

- 取材中は腕章の着用をお願いします。
- 写真の掲載については、市長及び署長のみとする旨ご了承願います。